

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
基本施策 (1) 地域におけるネットワークの強化													
関係機関等の連携体制の構築													
1	P17	ア	自殺対策推進会議	保健・医療・福祉・教育等の関係者・関係団体や学識経験者を構成員とする自殺対策推進会議を開催し、関係機関や民間団体等が課題を共有し、緊密に連携して自殺予防を総合的に推進する体制を構築します。	関係機関が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。	・未開催	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年3月11日に予定していた会議は開催中止とした。 ・会議資料（自殺対策計画の取り組み等）は委員へ郵送し、ご意見等を依頼した。	・1回/年（書面開催）	B 遅れや修正が生じた	・計画のPDCAのために年度の早い時期に開催することを目指す。	・1回/年	保健予防課
2	P17	イ	自殺対策検討委員会	副区長を委員長とし、庁内の保健・医療・福祉・教育等の関係部署を委員とする検討委員会を開催し、各分野の部署が連携を図り、包括的かつ効果的に自殺対策を推進します。	庁内関係部署が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。	・1回/年 ・8月27日 【議題】 ・練馬区自殺対策計画事業一覧について ・相談窓口を周知するリーフレットの作成について	A 概ね計画どおり		・1回/年（書面開催）	B 遅れや修正が生じた	・計画のPDCAのために年度の早い時期に開催することを目指す。	・1回/年	保健予防課
各種相談窓口の連携													
3	P17	ア	相談窓口への同行等による切れ目のない支援	複数の問題を抱えた区民からの相談に対し、まずは相談を受けた職員がその人の話を聞きとり、悩みを受け止め、その窓口でできる支援を行います。必要に応じて、適切な次の相談窓口へ同行や電話により着実につながり、関連部署が連携して支援を行います。区民には、希望に応じて「橋渡しシート」を活用し、複数の相談先の担当者などへスムーズにつながり、切れ目のない支援を行います。	相談者の二重説明等による負担の軽減や複合的な支援により、自殺リスクの軽減につながる。	【関連事業】 (1) 職員向けゲートキーパー養成講座の実施 1回 (2) 適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの検討を行った。	B 遅れや修正が生じた	自殺予防の手引きは骨子までの検討となった。令和2年度に具体的に内容を検討し、橋渡しシートも作成する。	【関連事業】 (1) 職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2) 適切な相談機関につなぐための自殺予防の手引きの作成、配布	A 概ね計画どおり	・区職員には全員にゲートキーパーの役割を理解してもらう取組みが必要。	・職員向けゲートキーパー養成講座の実施 ・自殺予防対策の手引きの周知	保健予防課
4	P17	イ	自殺予防の手引きの作成	関係機関および支援者向けに、自殺リスクを抱える人を早期に発見し、気持ちを受け止め、適切な相談機関につなぐための手引きを作成します。	支援者の視点や相談先等を盛り込んだ手引きを作成することにより、自殺リスクのある人を見逃さない体制を整えるとともに地域全体で自殺予防につなげる。	・手引きの検討（推進会議等で意見交換）	B 遅れや修正が生じた	自殺予防の手引きは骨子までの検討となった。令和2年度に具体的に内容を検討し、橋渡しシートも作成する。	・手引きの作成、配布	A 概ね計画どおり	・手引きが活用されるよう周知が必要。	・手引きの周知	保健予防課
5	P17	ウ	関係機関による連携の強化	それぞれの支援策や役割を理解し、顔の見える関係づくりや情報交換を行えるよう、保健福祉相談機関連絡会、地域精神保健福祉関係者連絡会や地域包括支援センターの地域ケア会議等を活用して事例検討・研修等を実施します。	自殺リスクの高い人等の支援に係る情報を共有することにより、支援の質を高め自殺予防につなげる。	・高齢部門や保健相談所との事例検証会 ・4回実施	A 概ね計画どおり	自殺を防止するため、事例検証や研修を行うなど広く支援機関に周知し、実行している取り組みが必要。	・関係者会議で、それぞれの支援課題について情報交換や検討を実施した。	A 概ね計画どおり		・関係者会議の議題に自殺に関するテーマで検討を行う。	保健予防課 保健相談所

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
基本施策 (2) 自殺対策を支える人材育成													
関係機関、関連職種を対象とした研修													
6	P18	ア	支援者向けゲートキーパー養成講座	民生・児童委員に加え、ひとり親家庭や生活困窮者の相談員等、支援者向けのゲートキーパー養成講座を実施します。	地域に根ざして活動される方へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	・1回/年 ・2月27日 ・対象：民生・児童委員等の支援者 ・参加者数：41名	A 概ね計画どおり	相談員等、研修参加が難しい方には、研修資料やゲートキーパー手帳の配付等を検討する。	・コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催	B 遅れや修正が生じた	相談員等、研修参加が難しい方には、研修資料やゲートキーパー手帳の配付等を検討する。感染対策を図った上での養成講座の実施方法を検討する必要がある。	・1回/年 ・対象：民生・児童委員等の支援者	保健予防課 福祉部（管理課、生活福祉課）
7	P18	イ	窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座	保健福祉部門だけでなく、収納部門や教育部門などで窓口業務等に携わる職員を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。	様々な悩みを抱えた方に対し「自殺のサインへの気づきや関連部署等へのつなぎ」を意識した対応が図れる。	・2回/年 (1)12月10日 対象：窓口業務等の職員 参加者数：49名 (2)1月14日 対象：教職員 参加者数：95名	A 概ね計画どおり		・2回/年 (1)2月18日 対象：窓口業務等の職員 参加者：18名 (2)1月12日 対象：教職員 参加者：100名 (リモート講座)	A 概ね計画どおり	多くの職員が参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要	年2回開催	保健予防課 区民部 教育振興部 こども家庭部
8	P18	ウ	事業所向けゲートキーパー養成講座	練馬産業連合会をはじめ業種別団体などと連携し、区内の事業所を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	事業所内において問題を抱えている人のサインに気づき支援につなぐ人材を育成することで自殺予防につなげる。	・関係団体と検討	B 遅れや修正が生じた	事業の趣旨、内容等について、事業者等に十分な理解を得られるような周知方法を、各種団体と連携して検討を行う必要がある。	・コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施を見合わせた。	B 遅れや修正が生じた	・コロナ禍にあって事業不振等経済問題を抱えたかたへの自殺予防対策は重要である。様々な施策の一つとして関係団体と連携し、ゲートキーパー養成講座を実施する必要がある。	・1回/年 ・コロナウイルス感染症感染拡大防止対策としてリモート講座を検討する。	保健予防課 産業経済部
9	P18	エ	薬剤師向けゲートキーパー養成講座	練馬区薬剤師会と連携し、身体や心の不調を抱える人々に接する薬剤師を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	地域に根ざして活動される薬剤師へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	・1回/年 ・2月14日 ・対象：薬剤師向け ・参加者数：27名	A 概ね計画どおり		・コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催	B 遅れや修正が生じた	事業の趣旨、内容等について、薬剤師等に十分な理解を得られるような周知方法を薬剤師会と連携して検討を行う必要がある。多くのかたが参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要。	・1回/年 ・対象：薬剤師向け	保健予防課
10	P18	オ	介護サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知	練馬介護人材育成・研修センターおよび練馬区介護サービス事業者連絡協議会と連携し、介護サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。	地域に根ざして活動される介護サービス事業所職員へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	・1回/年 ・12月23日 ・対象：介護サービス事業所向け ・参加者数：33名	A 概ね計画どおり		・コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催	B 遅れや修正が生じた	事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を協議会と連携して検討を行う必要がある。多くのかたが参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要。	1回/年	高齢社会対策課
11	P18	カ	障害福祉サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知	練馬障害福祉人材育成・研修センターおよび練馬区障害福祉サービス事業者連絡会と連携し、障害福祉サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。	地域に根ざして活動される障害福祉サービス事業所職員へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	関係団体と検討	B 遅れや修正が生じた	令和元年度は先行して介護事業者への周知を実施。令和2年度は障害福祉サービス事業者を対象とし、関係機関と連携して養成講座の周知を行う予定。	1回/年	A 概ね計画どおり	事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を協議会と連携して検討を行う必要がある。多くのかたが参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要	1回/年	障害者サービス調整担当課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
区民を対象とした研修													
12	P19	ア	ゲートキーパー養成講座	子育てのひろばや学校応援団のスタッフ、青少年育成地区委員、町会・自治会、PTA等にも呼び掛けてゲートキーパー養成講座を実施し、地域で支援に協力できる人材を増やします。また、つながるカレッジねりま（福祉分野）のなかで、自殺対策やゲートキーパーの役割等について学べる授業を取り入れます。	地域に根ざして活動される団体へゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	・2回/年 ・対象：区民 (1)9月13日 参加者数：21名 (2)10月4日 参加者数：29名	A 概ね 計画どおり	・各団体への事業周知が十分でなかった。 ・令和元年度は地域福祉パワーアップカレッジねりまをリニューアルするため、中断していた。つながるカレッジねりま（福祉分野）としてリニューアルした令和2年度から実施予定。	・2回/年 ・対象：区民 (1)2月19日 参加者数：17名 (2)3月8日 参加者数：16名  ・つながるカレッジねりま（福祉分野）の受講生1年生および2年生に対し、ゲートキーパー養成講座をそれぞれ1回ずつ実施 令和3年2月4日 参加者数：2年生21名 令和3年3月9日 参加者数：1年生22名	A 概ね 計画どおり	事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるような周知方法を各団体と連携して検討を行う必要がある。多くのかたが参加できるよう、一部リモートを活用した講座の開催が必要。	年2回実施  令和3年度のつながるカレッジねりま（福祉分野）新入生募集は中止。 今年度在籍している学生（2年生）は昨年度受講済みのため未実施。	保健予防課 青少年課 福祉部管理課 子育て支援課 練馬子ども家庭支援センター
基本施策（3）区民への啓発と周知													
リーフレット等の作成と活用													
13	P20	ア	相談窓口を周知するリーフレット等の作成	個々の状況にあわせて適切な支援につなげられるよう、様々な相談窓口を一覧できるリーフレットを作成します。リーフレットは区立施設や関係機関で配布するほか、医療機関・薬局や理容所・美容所などの生活関連施設にも配置を依頼します。また、区ホームページにも相談窓口がまとめて見られるページを作成します。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	リーフレットの作成、配布を行う。	A 概ね 計画どおり	作成が年度末になったため、配布が一部の区立施設のみとなった。令和2年度に引き続きリーフレットの配布、配置を依頼する。	・「相談窓口一覧」や職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布	A 概ね 計画どおり	リーフレットが活用されるように周知をする。	保健予防課	
14	P20	イ	SNS相談（東京都等）の周知	東京都が実施するSNS相談や民間団体が実施している相談窓口について、区ホームページや上記リーフレットへの掲載などにより周知を図ります。	自殺に追い込まれている人を適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	・ホームページ、リーフレットへの情報掲載	A 概ね 計画どおり	・「相談窓口一覧」や相談先周知のカードを作成し配布。 ・職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布。	A 概ね 計画どおり	・ホームページ等の内容の充実と情報の更新 ・リーフレットの作成と配布。	保健予防課		
区民向けの講演会やキャンペーン等の実施													
15	P20	ア	自殺防止キャンペーン	9月の自殺予防週間にあわせて鉄道事業者と連携し、練馬区内の駅で自殺予防に関する普及啓発活動を実施します。また、3月の自殺対策強化月間にあわせて、区役所でのパネル展示や公設掲示板へのポスター掲示等を実施します。	自殺の現状や対策について広く周知を図るとともに、自殺について考える機会とし自殺予防につなげる。	(1)【9月】 ・日時：9月11日 9～10時 ・自殺予防週間（9月10日～16日）にあわせて、西武鉄道と連携し実施 ・場所：西武池袋線練馬駅 (2)【3月】 ・区役所正面入口東側でパネル展示 ・懸垂幕の設置	A 概ね 計画どおり	(1)【9月】 ・自殺予防週間（9月10日～16日） 区役所2階通路でパネル展示  (2)【3月】 ・区役所正面入口東側でパネル展示 ・懸垂幕の設置	A 概ね 計画どおり	・コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭での配布物は中止した。	(1)【3月】 ・自殺対策強化月間 ・区役所アトリウムにてパネル展示 ・懸垂幕の設置	保健予防課	
16	P20	イ	こころといのちの講演会	3月の自殺対策強化月間に、こころといのちに関する講演会を実施します。	自殺対策についての理解を促進する。早期に相談窓口につなげる。	・未開催	B 遅れ や修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年3月20日に予定していた講演会は開催中止とした。	・講演会「幸福度ランキング1位の国の対話力に学ぶ～コロナ禍で孤立しないために～」実施	A 概ね 計画どおり	講演会1回	保健相談所	

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する 進捗状況、課題等	令和3年度予定
17	P20	ウ	区立図書館での図書展示	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間にあわせて、図書館でポスターの掲示や自殺防止に関連する図書を展示し、周知を図ります。	ポスターの掲示やテーマ展示により、当事者及び周囲の方に対し、自殺予防や対策について理解を促す。	・1,2回/年 ・主に9月、3月実施	A 概ね 計画どおり		・2回/年 ・9月と3月に実施	A 概ね 計画どおり		・1,2回/年 ・主に9月、3月	光が丘図書館
多様な媒体を活用した啓発（区報、区ホームページ、SNS等）													
18	P20	ア	区報・区ホームページ等による周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、区報や区ホームページ等に自殺予防に関して理解を深めていただく啓発記事や相談窓口を掲載し、周知を図ります。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	・区報やHP等でキャンペーンの実施および相談窓口一覧を掲載する。	A 概ね 計画どおり		・区報やHP等でキャンペーンの実施および相談窓口一覧を更新する。 【保健相談所】 こころの相談等の周知をHP、区報で行った。	A 概ね 計画どおり	自殺対策をテーマにした区ホームページの充実が必要。	・区報、区HPでのこころの相談等の周知 ・自殺対策をテーマにした区ホームページの充実	保健予防課 保健相談所 広聴広報課
19	P21	イ	「わたしの便利帳」への掲載	「わたしの便利帳」に、生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知を図ります。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	・生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知する。	A 概ね 計画どおり		・生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知する。	A 概ね 計画どおり	自殺関連の相談窓口の掲載について検討。	・生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知する。	保健予防課 保健相談所 広聴広報課
20	P21	ウ	ねりまちてくてくサブリによる周知	区民の健康づくりを応援するためのスマートフォン用アプリを活用し、ゲートキーパー養成講座やこころの健康づくりに関することを周知します。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	・各所管が掲載するための環境整備（アカウント発行等） ・ねりまちてくてくサブリへ講座情報や健康づくりについて掲載	A 概ね 計画どおり	・ねりまちてくてくサブリへのゲートキーパー養成講座やこころの健康づくりに関する掲載が十分でなかった。	・各所管が掲載するための環境整備（アカウント発行等） 全庁20課 200名にアプリCMS 操作権限付与  ・ねりまちてくてくサブリへ講座情報や健康づくりについて掲載 令和2年度 睡眠に関するコラム（6回） がんに関するコラム（2回） 歯科に関するコラム（22回） ・保健相談所から情報発信はしなかった	A 概ね 計画どおり	・こころの健康に関する情報提供を行う ・保健相談所においてもサブリの活用について検討が必要。	同左 保健相談所でもサブリの活用について検討を行う。	保健予防課 保健相談所 健康推進課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化													
21	P21	ア	精神保健相談、酒 害・家族相談、う つ相談	精神科医師による相談や保健師による 相談を実施し、必要な関係機関につな ぎ、継続して支援を行います。また、 家族会の開催等により、家族への支援 も行います。	当事者および家族の自殺リスク を軽減する。	・精神科医師による相談（実 施）152回 / 6保健相談所	A 概ね 計画どおり		・精神科医師による相談（実 施）152回 / 6保健相談所	A 概ね 計画どおり		同左	保健相談所
22	P21	イ	アウトリーチ（訪 問支援）事業	自ら受診や相談のできない方と家族に 対して、精神保健福祉士や保健師など 多職種が連携して訪問支援を実施し、 必要な医療やサービスにつなげていき ます。	適切な治療やサービスにつなげ 自殺リスクを軽減する。	・精神科医師による訪問支援 12回 / 6保健相談所 ・地域精神保健相談員による 訪問支援 4名体制 ・アウトリーチ事業に係る職種 向け事例検討会 2回 / 6保健相談所	B 遅れ や修正が生 じた	地域精神保健相談員の配置 が、欠員1名が生じて8月ま で3名体制となった。	・精神科医師による訪問支援 12回 / 6保健相談所 ・地域精神保健相談員8名配置 ・アウトリーチ事業に係る職種 向け事例検討会 2回 / 6保健相談所	A 概ね 計画どおり		同左	保健相談所
23	P21	ウ	ストレスチェック 表の活用	区が作成したストレスチェック表を用 いて、区民自身が自分の心の状態に関 心を持ち、うつ病などを早期発見でき るように周知します。	自身や身近な人のこころの健康 について考える機会とし、自殺 予防につなげる。	・自殺防止キャンペーンや講座 等でストレスチェック表を配布 し、活用してもらえよう促 す。	A 概ね 計画どおり	講演会等で配布して周知を 図った。	・自殺防止キャンペーンや講座 等でストレスチェック表を配布 し、活用してもらえよう促 す。	A 概ね 計画どおり		・個人がメンタルヘル スを意識するきっかけ として、ストレス チェック表を活用でき るよう、周知方法の検 討を行う。	保健相談所 保健予防課
24	P21	エ	精神障害にも対応 した地域包括ケア システムの構築に 向けた協議の場の 設置	健康・医療・福祉関係者等による協議 の場を通じて、精神障害の有無や程度 に関わらず、誰もが安心して暮らすこ とができる地域づくりを進める仕組み を作っていきます。	自殺に追い込まれることは誰に でも起こり得るため、誰もが安 心して暮らすことができる地域 づくりを関係機関と検討し、自 殺予防につながる仕組みづく りに取り組みます。	・地域包括ケアシステム・地域 移行部会（協議の場）2回 10月と2月	A 概ね 計画どおり		・地域包括ケアシステム構築に 向けた協議会の実施。3回/年 ・区内病院の長期入院者の実態 調査を実施。	A 概ね 計画どおり	・長期入院者が退院し再び 地域生活が送れるよう、課 題の共有、必要な資源につ いて検討を行う。	・地域包括ケアシステ ム構築に向けた協議会 の実施。2回/年 ・区内病院の長期入院 者の追加調査及び退院 支援の実施。	保健相談所
25	P21	オ	居場所マップの作 成	精神障害者等の方々地域社会とつな がることのできる区内の居場所の情報 をまとめたマップを作成し、配布しま す。	地域社会からの孤立している状 況は自殺のリスクを高めるた め、地域の関係機関や団体等と 連携して利用できる区内の居場 所について情報収集を行い、地 域とのつながりが持てる場所の 発信に取り組みます。	・居場所の情報収集 ・発信PTを立ち上げ、検討をは じめた。	A 概ね 計画どおり	居場所マップは令和3年度 に作成予定。情報収集・検 討を引き続き行う。	・情報収集・検討。 区民と協働し、居場所マップ の作成予定であったが、コロナ 感染予防のため事業実施を翌年 度に延期する。	B 遅れ や修正が生 じた	・地域で安心して生活する ためには、当事者向けの居 場所発信とともに、地域住 民への理解を進めていく必 要がある。	・地域理解を深めるた めのリーフレット作成 について検討 ・民生委員向け講演 会を実施。 ・居場所の情報収集は 継続して実施。	保健相談所

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
基本施策 (4) 生きることの促進要因への支援													
地域における居場所づくり													
26	P22	ア	地区区民館	地区区民館は、乳幼児から高齢者までが利用できる地域施設です。児童館機能や敬老館機能とともに、地域のつながりづくりのきっかけとなる地域住民の相互交流や自主的活動の場を提供します。	幅広い世代に向けた事業を年間を通して開催し、地域住民同士の相互交流を深め、地域におけるつながりをつくっていくことができる。また、趣味などの自主的活動の場を提供することで、日常生活の充実につなげていく。	・各地区区民館において事業を実施する	A 概ね計画どおり		・各地区区民館において事業を実施する	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業中止となるが多かった。今後とも状況を見ながら各館で事業を実施していく。	同左 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況を見ながら各館で事業を実施する	地域振興課
27	P22	イ	街かどケアカフェ	区立施設や地域サロンに設置する街かどケアカフェのほか、コンビニのイートインスペースや薬局の待合室などを活用した出張型街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業等を実施します。あわせて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。	高齢者や家族をはじめ、地域住民が気軽に立ち寄り、交流できる場を設けることで、日常生活の悩みごとや困りごとを抱え込み、孤立するのを予防する。	・常設型：2か所開設準備（計3か所） ・地域サロン型：7か所増（計20か所） ・出張型：充実	A 概ね計画どおり		・常設型：計4か所 ・地域サロン型：計21か所 ・出張型：実施	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地域サロン団体の活動が休止となり、予定していた3団体との協定が締結できない状況となった。 ・今後は、コロナ禍でも活動が可能な地域サロンとの協定締結を進めていく。	・常設型：計5か所 ・地域サロン型：25か所 ・出張型：実施	高齢者支援課
28	P22	ウ	はつらつセンター、敬老館	健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。	事業への参加などを通じて、健康増進・社会参加・いきがいきづくりを促進し、自殺リスクの低減につなげる。	はつらつセンター【4所】 222事業/年  敬老館【12館】 417事業/年	A+ 計画以上に進んだ	はつらつセンター、敬老館ともに、計画数を上回った。	はつらつセンター【4所】 123事業/年  敬老館【12館】 288事業/年	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症対策による休館、定員制限等により計画を下回った。	はつらつセンター【4所】 120事業/年  敬老館【11館】（うち1館休館中） 260事業/年	高齢社会対策課
29	P22	エ	子育てのひろば 学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称にこにこ）	0～3歳の乳幼児とその保護者などを対象として、子育ての相談を行うとともに、情報交換や親同士の仲間づくりの場を提供します。	【練馬子ども家庭支援センター】 子育て中の保護者同士が自由に交流できる場を提供することで、育児の孤立化を予防する。また、子育てに関する相談にも対応している。 【子育て支援課】 保護者の相談の場としてだけでなく、地域での仲間づくりのきっかけや安心して過ごせる居場所づくりにつなげる。	【練馬子ども家庭支援センター】 子育てのひろば 27か所（公設11か所、民設16か所）  【子育て支援課】 ・学童クラブ室76施設で実施	A 概ね計画どおり	元年度は計画通り1か所増設したが、年度末に既存施設が1か所閉室した。安定運営が可能な体制の整備が課題。	【練馬子ども家庭支援センター】 子育てのひろば 27か所（公設11か所、民設16か所）  【子育て支援課】 ・学童クラブ室75施設で実施	A 概ね計画どおり	・2年度は計画通り1か所増設したが、年度末に既存施設が1か所閉室した。安定運営が可能な体制の整備が課題。	【練馬子ども家庭支援センター】 ・緊急対応により令和3年度新規開設を延期	練馬子ども家庭支援センター 子育て支援課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
30	P22	オ	学校応援団ひろば事業、ねりっこクラブ	構成員に青少年委員や児童委員、PTAが含まれる地域のボランティア組織である学校応援団の協力を得ながら、悩みを抱える子どもたちを見守り、安心して過ごせる居場所を提供します。	・事業を通じて、日頃の見守りから子どもや保護者の状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ・事業委託団体スタッフおよび委託事業者に、子どもの支援に関わる研修を受講してもらうことで、問題を抱えていると見受けられる子どもがいた場合は、適切な対応が取れるようになる可能性がある。	【学校応援団ひろば事業】（子育て支援課） 46校にて実施  【研修】 ・8回/年 ・6～11月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度  【ねりっこクラブ】（こども施策企画課） 19校にて実施  練馬区自殺対策計画が策定されたことを従事スタッフへ周知する。 ゲートキーパー養成講座等、関連する研修がある場合は受講を呼びかけ、受講後はスタッフ間での情報共有を働きかける。	A 概ね計画どおり		【学校応援団ひろば事業】 38校  【研修】 (1)対面式研修 ・1回/年 ・9月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度 (2)DVD研修 ・1回/年 ・11～12月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・各校4枚貸出  【ねりっこクラブ】 27校	A 概ね計画どおり		【学校応援団ひろば事業】 28校  【研修】 ・2回/年 ・10～11月実施 ・対象：応援団理事、事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員60名程度  【ねりっこクラブ】 37校	子育て支援課
31	P23	カ	練馬こどもカフェ	民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。地域の保育士や幼稚園教諭等が子育て講座や育児相談等を実施し、家庭で子育てをする保護者を支援します。	・子育てに関する相談を受けることで、育児に関する不安を和らげる。 ・保護者同士の交流の場となることで孤立を防止し、リラックスの場となり得る。 ・専門的相談を必要とする保護者に区の機関（子ども家庭支援センター等）の情報提供を行う。	・実施規模： 3カ所 1～2回程度/月 ・対象：主に区内在住の在宅子育て世帯の未就学児および保護者 ・定員：各回につき親子5組程度	A 概ね計画どおり	・計画どおりに実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月に予定していた回は開催中止とした。	・1～2回程度/月×5カ所 ・対象：同左 ・定員：各回につき親子5～10組程度 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～6月および令和3年1月～3月21日は開催を中止した。再開にあたり規模縮小等感染症対策を実施。 ・開催規模を縮小を受け、令和2年9月からオンライン版を開始。	A 概ね計画どおり		・1～2回程度/月×6カ所 ・対象：同左 ・定員：同左	こども施策企画課
32	P23	キ	児童館（中高生居場所づくり事業等）	様々な遊びの提供や乳幼児と保護者、小学生、中高生等の各世代に向けた事業を行うなかで、子どもや保護者の悩みを受け止め、子どもの健やかな成長と子育てを支援します。	各世代に向けた事業を通じて、悩みを抱える子どもや保護者の状況を把握するとともに、地域での交流や安心して過ごせる居場所づくりにつなげる。	・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施	A 概ね計画どおり		・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施	A 概ね計画どおり		・児童館17館で実施 ・中高生居場所づくり事業の実施	子育て支援課
33	P23	ク	障害者地域生活支援センター	オープンスペースや各種プログラムの提供、生活上の相談などを行うことで、障害のある方やその家族が地域で孤立せず、安心して生活を送ることができるよう関係機関と連携して支援します。	来所相談や電話相談、プログラム実施など、様々な場面において利用者に寄り添うとともに、課題の早期発見、適切な支援につなげていく。	すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター 型事業	A 概ね計画どおり		・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター 型事業	A 概ね計画どおり	・コロナ禍において、外出できなくなった障害者の安否確認等を行う在宅障害者等訪問支援事業を実施した。	同左	障害者施策推進課
34	P23	ケ	練馬区社会福祉協議会による地域づくり	練馬区社会福祉協議会は、課題を抱えている方が地域で孤立しないよう、地域の住民や活動団体が進める見守りや助け合いなどの小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ります。	小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ることにより、課題を抱えている方が地域で孤立しないようにする。	随時	A 概ね計画どおり		随時	A 概ね計画どおり		同左	福祉部管理課
35	P23	コ	民間団体の活動との連携	こども食堂や相談情報ひろばなど、区内では民間団体により、地域の中で様々な居場所づくりに関連する活動が活発に行われています。こうした民間団体の活動とも連携して、困難を抱える人を支援につなげます。	民間団体の活動と連携を図り、関係部署につなげられるような相談体制をとり、区が把握できていない情報を得ることで、困難を抱える人を支援につなげる。	・こども食堂連絡会の開催 1回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	B 遅れや修正が生じた	こども食堂連絡会については、案件の関係により1回の開催となった。	・こども食堂連絡会の開催 年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	B 遅れや修正が生じた	・こども食堂連絡会については、コロナウイルス感染症の影響により、書面開催となった。	・こども食堂連絡会の開催 年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	協働推進課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
自殺未遂者への支援													
36	P23	ア	支援機関の専門職員に対する研修会の実施	保健、福祉、子育て、介護等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会を実施し、支援力の向上と連携強化を図ります。	自殺リスクのある区民に対して関わることの多い職員を対象に、その支援や対応スキルを向上させる研修を実施することで自殺予防につなげる。	・支援機関の専門職員向け研修1回	A 概ね計画どおり	保健相談所や高齢者支援機関職員を対象にアルコール関連での自殺問題について研修を行った。	・コロナ感染症発生による対策のため、研修会を中止した。	B 遅れや修正が生じた	・感染予防対策を講じながら実施する。	年1回	保健相談所
37	P23	イ	こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携強化	こころといのちのサポートネット（東京都）は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を精神科医療や地域の支援につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。	こころといのちのサポートネット（東京都）との連携強化を図ることにより、未遂者支援に対応するための保健相談所職員のスキル向上と、自殺未遂者に対する支援の強化につなげる。	支援者向け研修 1回 ・こころといのちのサポートネット（東京都）と連携し、自殺未遂者支援としての講演会を関係者向けに開催する。	A 概ね計画どおり		・こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携と支援体制の強化に向けて継続的に取り組む。 ・個別ケースにおいて、こころといのちのサポートネットと連携して相談支援を行った。	A 概ね計画どおり	・お互いの機関の役割を確認し、連携を深めるため会議等を継続する。	・連携会議を開催	保健相談所
38	P24	ウ	医療機関との連携強化	自殺未遂者に関する相談機関の情報をまとめたリーフレットを救急病院等に配布し、相談先の周知を図ります。また、医療機関等から連絡を受けた場合は、関係機関と連携し、自殺未遂者への支援を行います。	自殺未遂者の状況に応じた区の支援機関の情報をまとめたリーフレットを作成し、医療機関との連携、保健相談所での支援体制の検討を行い、自殺未遂者に対する支援の強化につなげる。	・リーフレット検討、作成（配布と情報発信）	A 概ね計画どおり	リーフレットは作成したが、医療機関への配置依頼は令和2年度に行う。	・個別ケースでは、医療機関と連携しながら支援を実施したが、組織的な連携までには至らなかった。	B 遅れや修正が生じた	・地域の相談窓口が必要に応じて、医療機関に繋がることができるような医療機関との連携体制が必要。	・地域の医療機関に、区の支援機関情報をまとめたリーフレットを直接配布して、窓口案内を行う。	保健相談所 保健予防課
遭された人への支援													
39	P24	ア	自死遺族への情報提供	大切な人を亡くされた方へNPO法人の電話相談窓口等の情報を提供します。	適切な相談窓口へつなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	・ホームページ等を通じて、大切な人を亡くされた方向けの相談窓口の周知を図る	A 概ね計画どおり	自殺対策のホームページの構成、関連リンクについて、より分かり易く表示する必要がある。	・「相談窓口一覧」や都作成パンフレットの配布。 ・職員用「自殺予防対策の手引き」に掲載し、配布	A 概ね計画どおり		・ホームページ等の情報の更新	保健予防課
40	P24	イ	「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」による相談窓口の周知	「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」により、大切な人を亡くされた方へ相談窓口等を周知します。	遺族への情報提供を通して遭された方のこれからの生活を支援する。	・「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」の内容を都度更新しながら、引き続き実施。	A 概ね計画どおり		「お悔やみハンドブック」として、令和3年度配布に向けて関係部署と調整、作成に取り組む。	A+ 計画以上に進んだ		「お悔やみハンドブック」として、カラー刷りで広告を入れて新たに作成。令和3年6月より配布。	区民事務所 担当課
41	P24	ウ	区民相談、保健師による相談支援	弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談や、保健師による相談支援等により、遭された人を支援します。また、保健師等専門職に対して自死遺族への支援についての研修会を実施し、支援力の向上を図ります。	【広聴広報課】 弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談により、遭された人の心の安定や生活に関わる支援につなげる。 【保健相談所】 自死遺族に対する保健師等専門職の支援スキルの向上を図るために、自死遺族支援の研修等の内容を検討します。	【広聴広報課】 法律相談、身の上相談、税務相談、人権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 保健師等専門職向け研修の検討。	【広聴広報課】 A 概ね計画どおり 【保健相談所】 B 遅れや修正が生じた	【保健相談所】 普及啓発等を主とした作業部会を設置したが、自死遺族支援についての検討は十分でなかった。	【保健相談所】 ・法律相談、身の上相談、税務相談、人権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】 ・個別の事例で、自死遺族への相談支援を実施。	【保健相談所】 A 概ね計画どおり 【保健相談所】 B 遅れや修正が生じた	【保健相談所】 ・相談支援職員のスキル向上のため、保健師等専門職向けの研修を実施していく。	同左	広聴広報課 保健相談所

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
重点施策 (1) 高齢者の地域包括ケアシステムの確立													
包括的な相談支援体制の確立													
42	P25	ア	地域包括支援センターによる相談支援	健康づくり・介護予防の支援、自宅で医療と介護を受ける在宅療養や認知症の相談、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定申請の受付などを行い、地域の高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者や家族の様々な悩みを受け止め、介護事業者や関係機関等と連携して支援します。地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを、より身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を進めます。	高齢者や家族等の相談に応じ、適切なサービスや関係機関または各種制度につなげて支援を行うことにより、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。	・担当区域見直し（大泉圏域） ・1か所移転	A+ 計画以上に進んだ	予定の取組に加えて、令和2年度に予定していた「1か所移転」を実施した。	・北町はるのひ地域包括支援センターと光が丘南地域包括支援センターの2か所が移転した。それに伴い、光が丘圏域の担当区域を変更した。	A+ 計画以上に進んだ	・北町はるのひ地域包括支援センターと光が丘南地域包括支援センターの2か所は、令和3年度開設の予定であったが、令和2年度末に開設となった。	・2か所実施設計	高齢者支援課
43	P26	イ	民生委員による相談支援	民生委員は、困りごとの相談やひとり暮らし高齢者等の見守り訪問など、地域の高齢者の支援を行っています。ゲートキーパー養成講座を受講して、自殺リスクのある方への対応の仕方を学び、地域で困難を抱えている人を適切な相談機関につなげます。	見守り訪問などの日々の活動の中で自殺リスクの高い人を早期に発見するとともに、ゲートキーパー養成講座で学んだ対応の仕方を実践し、自ら相談に行くことが難しい人などを相談機関へ繋ぐことで、自殺リスクの軽減につなげる。	随時	A 概ね計画どおり		随時	A 概ね計画どおり		同左	福祉部管理課
ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援													
44	P26	ア	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業	ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域包括支援センターに配置した訪問支援員および区民ボランティアが訪問し、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、地域で見守る体制を整えます。	ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することを防ぐとともに、個々の状況に応じた支援につなげることができる。	・実施 地域包括支援センター25か所	A 概ね計画どおり		・実施 地域包括支援センター25か所 見守り実人数 9,374人	A 概ね計画どおり	—	・実施 地域包括支援センター25か所	高齢者支援課
45	P26	イ	認知症の理解・普及	認知症についての知識を広め、「認知症サポーター」を養成するなど、認知症の方や家族を支援する地域づくりを推進します。	地域で、認知症の本人や介護家族があたかく見守られ、困っているときに声掛けや手助けが行われる。	・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症サポーター・ステップアップ講座の開催	B 遅れや修正が生じた	新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。	・認知症サポーター養成講座受講者数 累計31,265人 ・認知症サポーター・ステップアップ講座 累計1,024人	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。	・認知症サポーター養成講座の開催	高齢者支援課
46	P26	ウ	介護なんでも相談事業	相談技法を学んだ介護経験者が、介護家族等の介護の不安や悩みなどの相談に応じ、精神的な負担軽減を図るほか、必要な支援などを案内します。	家族介護者等の精神的負担が軽減され、必要に応じて適切なサービスや相談機関につなげることができる。	・開設日 1回/週	A 概ね計画どおり		・開設日 1回/週	A 概ね計画どおり	—	開設日 1回/週	高齢者支援課
47	P26	エ	家族介護者教室事業	在宅で高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する知識や技術等を学び、介護者同士が交流できる機会を提供し、家族の負担軽減を図ります。	・適切な介護方法や介護者自身の健康増進について学ぶことにより、介護者の心身のストレスが緩和される。	・教室数 81回/年 ・認知症地域生活講座 2回/年	B 遅れや修正が生じた	新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した。	・教室数 19回/年 ・認知症地域生活講座 3回/年	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症の影響等により、実施回数が減少した。なお、R3より事業をサロン化した。	開催数 62回	高齢者支援課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容							担当課	
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2	取組項目に対する進捗状況、課題等		令和3年度予定
高齢者の社会参加の促進													
48	P26	ウ	シルバー人材センター	高齢者の経験・技能にふさわしい仕事を紹介し、社会参加を促進します。	・地域で短時間の就業と、班活動で仲間づくりや地域貢献に取り組んでいる。これらの活動は、生きがい・健康づくりに寄与する。	・入会説明会 年間15回以上実施	A 概ね計画どおり		・入会説明会を継続。定員30名を8名に、2時間を1時間に短縮して、適切な感染症防止策を講じて実施。	A 概ね計画どおり	－	・入会説明会年間15回以上実施。	高齢社会対策課
49	P27	エ	元気高齢者応援プロジェクト	働く意欲のある高齢者と区内中小企業をマッチングする「シニア職場体験事業」、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を実施し、元気高齢者の活躍を応援します。	・地域で就業や趣味を生かした講師などの活動に取り組み、生きがい・健康づくりに寄与する。	・シニア職場体験事業 就職支援セミナー 8月開始 職場体験 9月開始 ・はつらつシニア活躍応援塾 講師養成講座 10月開始 講師体験教室 1月開始	【シニア職場体験事業】 A 概ね計画どおり 【はつらつシニア活躍応援塾】 A 概ね計画どおり	【シニア職場体験事業】 ・参加者の「就職」に関する意識のずれがある。 ・職場体験事業の認知度が低く、体験につながらない。 【はつらつシニア活躍応援塾】 はつらつシニア活躍応援塾には、定員を上回る応募があった。	・シニア職場体験事業を継続 ・はつらつシニア活躍応援塾事業を継続 ・シニア起業・創業支援事業新規（令和3年度に事業転換）	【シニア職場体験事業】 A 概ね計画どおり 【シニア起業・創業支援事業】 A 概ね計画どおり	・定員を上回る応募があった。 【シニア起業・創業支援事業】 年1回の開催。転換事業のシニアセカンドキャリア応援セミナーに繋げる。	同左 拡充 新規 シニアセカンドキャリア応援セミナー	高齢社会対策課
重点施策（2）生活困窮者、無職者・失業者への支援													
支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携													
50	P28	ア	関係者による連携の強化	自ら相談に行くことが難しい方や相談・支援につながりにくい方に対して、民生・児童委員や町会・自治会、各種地域団体などの支援者と関係機関の連携の強化を図り、問題が深刻化・複雑化する前に早期発見して支援につなげます。	自殺者の原因・動機は、健康問題について「経済・生活問題」が多くなっています。関係機関と支援体制の情報共有を図り、自殺リスクの高い人の早期発見に努め、必要な支援につなげます。	・具体的な支援方法、支援機関との連携方法等を網羅した手引きの検討。	B 遅れや修正が生じた	手引きの内容は、令和2年度前半まで引き続いて検討する。	・手引きを作成し、区民対応部に配布するとともに、相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に促した。 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へ繋いでいる。	A 概ね計画どおり	・手引きの活用をきっかけに相談に繋がった事例が増えたか等、評価についても検討する必要がある。	同左	保健相談所 福祉部 地域文化部
51	P28	イ	生活相談	生活に困窮している方やひとり親世帯、女性、高齢者、障害者の方などの生活上の問題について相談に応じ、生活保護制度の対象となる方には保護を実施します。また、個々の状況に応じて支援を行い、関係機関につなげます。	様々な課題を抱える相談者の生活上の問題について相談に応じ、生活保護の実施を含む、個々の状況に応じた支援を行い、関係機関につなげること、自殺リスクの軽減につなげる。	・開庁日全日における面接相談の実施 ・32,024件 / 年	A 概ね計画どおり		・開庁日全日における面接相談の実施 ・32,060件 / 年	A 概ね計画どおり		同左	生活福祉課
52	P28	ウ	ひとり親家庭総合相談	ひとり親家庭における生活、就労、子育て等の生活全般にかかる課題を解決するため、専門相談員による相談を行います。総合相談窓口においては、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、関係機関への適切な支援につなげます。また、未就学の子どもを抱えるひとり親世帯等、来所が難しい家庭には、希望により専門相談員が出張相談を行います。	相談時において、自殺のリスクとなる課題の早期発見と支援へつなぐ。	ひとり親家庭総合相談の実施（通年） ・総合相談 延3,509件 ・法律相談 93件 ・出張相談 20件 ・家計相談 18件	A 概ね計画どおり	・法律相談および出張相談は事業開始年度のため、利用に向けての周知強化に取り組んだ。 ・法律相談は、一定の利用があった。出張相談は、相談者の希望日時と、相談日時とのマッチングが課題となった。	ひとり親家庭総合相談の実施（通年） ・総合相談 延4,825件 ・法律相談 106件 ・出張相談 15件 ・家計相談 19件	A 概ね計画どおり	・出張相談は対象を拡大し、事業当初に対象としていた未就学児のいる家庭以外にも出張するとともに、相談者の希望する日時に出張できるよう対応した。	同左	生活福祉課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
53	P28	エ	納税相談・保険料納付相談等	区税や国民健康保険料等の滞納者の納付相談の際に生活状況等を聞き取り、担当部署と連携して必要な支援につなげます。	滞納者は経済的に困窮していることも多いため、相談を通じて生活支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	・納付相談の内容に応じて随時実施	A 概ね計画どおり		・納付相談の内容に応じて随時実施	A 概ね計画どおり		同左	収納課
54	P28	オ	多重債務相談	消費生活センターでは、多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士会や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなぎます。	多重債務を解決するとともに、関係機関と連携することにより生活困窮者の救済を図る。	・多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携する。	A 概ね計画どおり		・多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携する。	A 概ね計画どおり		・多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携する。	経済課
55	P29	カ	生活困窮者自立相談支援（生活サポートセンター）	庁内各部署において生活困窮者を把握した場合には、生活サポートセンター（練馬区社会福祉協議会内）につなぎます。生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。	庁内各部署で把握した生活困窮者を早期に生活サポートセンターにつなぐことで、相談者に包括的・継続的な支援を行い、自殺リスクの軽減につなげる。	・庁内関係部署の連携を促進するため生活困窮者自立支援対策推進会議を開催 ・2回/年 ・6月、1月実施  ・他機関が実施する会議への積極的参加と事業周知	A 概ね計画どおり		・庁内関係部署の連携を促進するため生活困窮者自立支援対策推進会議を開催（2回/年、6月と1月実施） ・関係機関と支援状況を共有し、支援プランの確認や評価を行う支援調整会議を開催（13回/年） ・他機関が実施する会議への積極的参加と事業周知	A 概ね計画どおり	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の推進会議は2回とも書面開催とした。支援調整会議についても、年間24回の予定を13回に変更した。	同左	生活福祉課
56	P29	キ	福祉資金の貸付	災害や病気等で緊急に費用が必要となった方を対象とする「応急小口資金」や、高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方を対象とする「入院資金」、ひとり親家庭の生活安定のための「東京都母子及び父子福祉資金」、女性の経済的安定のための「練馬区女性福祉資金」の貸付を行い、生活困窮者を支援します。また、貸付相談を通して、関係機関を案内します。	高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方や、ひとり親家庭や女性などが経済的に自立するための資金の貸付けを行い、関係機関を案内することにより自殺の抑止につなげる。	・開庁日全日 4所で704件/年	A 概ね計画どおり	引き続き関係各機関に案内を徹底する予定。	・開庁日全日 4所で294件/年	A 概ね計画どおり	・新型コロナウイルスの影響で、社会福祉協議会の貸付が充実したことや給付型奨学金制度が充実したため貸付件数自体は減少したが、相談件数はあまり変わっていない。今後も相談の内容に応じ関係各機関への案内をする予定。	・開庁日全日 4所で500件/年	総合福祉事務所

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
「生きることの包括的な支援」の強化													
57	P29	ア	生活困窮者自立相談支援事業等 (生活サポートセンター)	生活サポートセンターでは、生活困窮者自立相談支援事業のほか、生活に困窮する方の状況に応じて、住まいの確保や就労支援、生活支援など、課題の解決に向けた支援を実施します。	生活に困窮する方の状況に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携しながら複合的な課題に包括的に対応することで、生きることの阻害要因を減らす。	・相談支援の充実 ・弁護士無料相談会の実施（年4回）	A 概ね計画どおり		・生活サポートセンターの庁内移転 ・生活サポートセンターの相談支援員を2名増員 ・弁護士無料相談会の実施（年10回） ・就労サポーターを3名配置（令和3年1月～）	A+ 計画以上に進んだ	・コロナの影響により、相談者が急増した（前年度の約4倍）。 ・早期の自立を促進するため、就労サポーターを新規配置した。 ・今後も増加が見込まれる生活困窮者の相談体制を強化する必要がある。	・相談体制の強化 ・弁護士無料相談会の毎月実施 ・就労サポート事業の活用促進	生活福祉課
58	P29	イ	生活困窮者就労準備支援事業	ハローワークの雇用支援施策だけでは直ちに就労することが困難な生活に困窮している方に対して、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の訓練を実施します。事業の利用相談は、生活サポートセンターが行います。	ひきこもりや長期不就労などで働き始めることに不安を抱える相談者が安心して来られる居場所を提供し、就労自立を目指すよう自信の回復を促す。	・事業の実施	A 概ね計画どおり		・事業の実施	A 概ね計画どおり		同左	生活福祉課
59	P29	ウ	生活困窮者一時生活支援事業	総合福祉事務所では、一定の住居を持たない収入・資産が一定基準未満の方に対し、最長6か月間、衣食住の提供と就労支援等を実施します。	衣食住の提供、生活相談、健康回復等包括的な支援を行うことで、生きることの阻害要因を減らす。	・事業の実施	A 概ね計画どおり		・事業の実施	A 概ね計画どおり		同左	生活福祉課 総合福祉事務所
60	P30	エ	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業	総合福祉事務所では、登校継続や進路選択に課題がある生活保護世帯の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。また、32年度には、支援の実施場所を増設する等支援体制を充実します。 学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。	【生活福祉課】 さまざまな要因により孤立しがちな家庭に訪問相談や居場所の提供を行い、人や社会とのつながりを育むことで、生きることの促進要因を増やす。  【学校教育支援センター】 基礎学力の定着と、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにする。	【生活福祉課】 ・支援拠点の増設準備  【学校教育支援センター】 ・中3勉強会（7会場） ・80回/年 「勉強会」56回 「自主学習室」24回	A 概ね計画どおり	【学校教育支援センター】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月は書面での学習支援を行った。	【生活福祉課】 ・支援員の増員 ・居場所の1か所増設  【学校教育支援センター】 ・中3勉強会（7会場） ・80回/年 「勉強会」56回 「自主学習室」24回	A 概ね計画どおり	【生活福祉課】 ・令和2年度から対象を拡大し、生活保護世帯等で家庭環境や学習面で課題を抱える子どもを広く受け入れる予定であったが、コロナの影響により、居場所の利用人数を制限しながらの実施となり、利用者数が伸びなかった。一方、個別支援を充実させることで、居場所の利用者にきめ細かな支援を行った。 【学校教育支援センター】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年6月～10月の間は週2回の開催を週1回とし、勉強会を行わない日は別途学習支援を行った。	【生活福祉課】 ・支援員の体制維持 ・支援拠点2か所  【学校教育支援センター】 同左	生活福祉課 総合福祉事務所 学校教育支援センター
生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上													
61	P30	ア	生活サポートセンターと保健相談所等の連携	生活サポートセンターや保健相談所等で相談を受けた経済的な困りごと、生活や仕事、家計のやりくりなど不安や課題の背景にある家族関係や精神的な悩みなどについて、生活サポートセンターと保健相談所等が連携し、解決へ導けるよう取り組みます。	経済困窮や仕事、生活上の困りごとなどは、自殺のリスクにつながる重要な項目である。生活サポートセンターと保健相談所等の連携を図ることは、早期の相談につながり、自殺リスクの高い人への支援強化と、自殺リスクの軽減につながる。	・複合的課題を有する個別事例を通して情報共有を行い、支援体制構築について関係機関と検討した。	A 概ね計画どおり		・複合的課題を有する個別事例について支援調整会議等を通して連携強化を図った。生活サポートセンターと保健相談所との連携事例35件。 ・個別ケースにおいて、生活サポートセンターと連携して相談支援を行った。	A 概ね計画どおり	・コロナの影響により、生活困窮者が急増し、生活サポートセンターの相談者も前年度の4倍となった。経済的にも精神的にも不安を抱える区民が増えているため、今後益々連携を密にして支援していく必要がある。 ・経済的な不安から自殺を考える区民に、保健相談所が相談機関であることをしっかりと伝える必要がある。	・お互いの機関の役割の確認と連携を深めるため会議等を実施する。	生活福祉課 保健相談所

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する 進捗状況、課題等	令和3年度予定
重点施策（3）子どもと子育て家庭への支援													
いじめ防止対策の強化													
62	P31	ア	いじめ相談メール等	区ホームページの「いじめ相談」のページからメールによる相談を受信し、問題の改善・解決に向けて、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介し、平成31年度から、いじめ根絶に向けた取組の一環として、いじめを受けたり見聞きしたりした生徒が、匿名で通報が可能ないじめ対応アプリを全区立中学校の生徒を対象に導入します。アプリの導入により、子どもたちに身近なツールを活用し、子どもの声を速やかに収集し、いじめへの早期発見・早期対応を行います。	来所相談の他に、メールやアプリの相談ツールを活用し、いじめを受けたり、見聞きした子供たちの声を速やかに収集する。教育指導課と学校教育支援センターが連携し、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介することにより、いじめに苦しむ児童・生徒の人数を低減する。	・いじめ相談メールの継続 ・6月～区立中学校の生徒を対象にいじめ対応アプリを導入 ・校長会・副校長会、生活指導担当者研修会およびいじめ防止対応研修会において、アプリの周知を図った。 ・区ホームページに相談先の案内をする専用ページ「子どもの安心安全を高めるために」を作成し、周知方法を充実した。	A 概ね 計画どおり		・いじめ対応アプリに関するポスターを各校に掲示するとともに、相談先の案内用リーフレットを全児童・生徒に配付して周知を図った。 ・いじめ対応アプリおよび教育相談メールを児童生徒用タブレットに導入し、児童生徒が自主的に相談できるようにした。 ・いじめ対応アプリの導入の効果を検証し、より周知するため中学生の生徒用タブレットパソコンにお気に入り登録する等の提案を進めた。（実施は令和3年度） ・いじめ相談メールの継続 ・区ホームページの教育相談の掲載をわかりやすくリニューアルした。	A 概ね 計画どおり	・区立小中学生に貸与されたタブレットパソコンのお気に入り登録することにより令和3年度以降、メール相談、いじめ対応アプリの活用が増加が見込まれる。	同左	学校教育支援センター 教育指導課
63	P31	イ	いじめ問題対策	練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、保護者・地域と連携していじめの未然防止と早期発見に取り組みます。いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添い組織で対応し、いじめる側への実効性のある指導、周囲の児童・生徒の心理を把握した指導を行います。各校の学校いじめ対策推進教員に対する研修会等を実施することで、いじめに対する指導力の向上を図ります。 障害がある子どもや外国人、性的マイノリティ等、特に配慮が必要な児童・生徒については、適切な支援を行います。	学校いじめ対策推進教員を中心に、いじめに対する取組を一層推進することで、学校の教育相談力の向上が期待できる。	・いじめ防止対応研修会において、いじめ対策推進教員を中心とした教員研修を強化することを目的とした研修を実施する。	A 概ね 計画どおり		・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・いじめ防止研修資料を作成し、区内全教員に配付して、校内の研修実施を促した。	A 概ね 計画どおり	同左	教育指導課	
児童虐待防止対策の強化													
64	P32	ア	新しい児童相談体制の構築	区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的、専門的な支援を適切に組み合わせ、児童相談所行政を共同して取り組む新たな仕組みを構築します。	区と都の連携をさらに強化し、児童相談体制を充実させることにより、妊娠期から切れ目なく、隙間の無い相談体制を築くことができる。	・児童相談所への管理職の通年派遣。 ・弁護士、児童相談所OBによる支援方針等へのスーパーバイズを開始。 ・心理職等相談員の増員による相談体制強化。	A 概ね 計画どおり		・児童相談所への管理職の通年派遣。 ・弁護士、児童相談所OBによる支援方針等へのスーパーバイズを継続。 ・心理職等相談員8人の増員による相談体制の強化 ・練馬子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を7月に設置。	A 概ね 計画どおり	・児童相談所への管理職の通年派遣。 ・弁護士、児童相談所OB、同心理OBによる支援方針等へのスーパーバイズを継続。 ・心理職等相談員による相談体制の継続 ・練馬子ども家庭支援センター内の「練馬区虐待対応拠点」の継続。	練馬子ども家庭支援センター	

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する 進捗状況、課題等	令和3年度予定
65	P32	イ	要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関により要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組めます。	子どもと子育て家庭に対し、関係機関が協議会を通じ連携し、包括的できめ細かい支援を提供することにより、自殺のリスク要因である「育児不安」の軽減・解消や、「児童虐待」の予防・防止につなげる。	・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回  【専門部会：学齢期部会】設置  【地域ネットワーク会議】各地域年6回  【個別ネットワーク会議】166回	A 概ね 計画どおり		・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年2回 【専門部会：母子保健部会】年3回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で各5回 【個別ネットワーク会議】185回	A 概ね 計画どおり		同左 ・連携が必要な関係機関に要保護児童対策地域協議会への参加を要請する。	練馬子ども家庭支援センター
66	P32	ウ	養育支援家庭訪問、要支援家庭ショートステイ事業	要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭に対し、ヘルパーの派遣や児童のショートステイを実施し、保護者を支援します。	保護者の強い育児疲れ、育児不安などを解消し、子どもを適切な環境の中で支援することにより、育児不安や家族の負担の軽減や改善ができる。	・要支援ショートステイの対象年齢を0歳～12歳に拡大して実施した。	A 概ね 計画どおり		・さらに、対象年齢の拡大について検討。	A 概ね 計画どおり		同左	練馬子ども家庭支援センター
子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供													
67	P32	ア	子供相談カードの配布	電話相談・いじめ相談メールの案内カードを、区立小・中学校の児童・生徒に個別配布します。	子供相談カードを個別に配布することにより、子供たちに相談できる場所や手段を周知することができる。	・年度始めに、区立小学校・中学校の全児童・生徒に子供相談カードを配布した。 小学校35,369枚 中学校14,611枚	A 概ね 計画どおり		・記載内容を精査し、年度始めに、区立小学校・中学校の全児童・生徒に子供相談カードを配布した。 小学校 35,597枚 中学校 14,599枚	A 概ね 計画どおり		同左	学校教育支援センター
68	P32	イ	スクールソーシャルワーク事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	スクールソーシャルワーカーが学校の要請に基づき、いじめや不登校等、様々な課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法で課題解決に努める。	・スクールソーシャルワーカー16名が全区立小学校65校、全区立中学校33校を定期訪問。また、学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに関わり、課題解決に取り組んだ。 支援した子どもの数537人	B 遅れ や修正が生じた	令和2年3月2日から新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時はスクールソーシャルワーカーの学校訪問を自粛した。	・スクールソーシャルワーカー16名が全区立小学校65校、全区立中学校33校を定期訪問。また、学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに関わり、課題解決に取り組んだ。 支援した子どもの数580人	B 遅れ や修正が生じた	・令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時はスクールソーシャルワーカーの学校訪問を自粛した。	・スクールソーシャルワーカー16名が全区立小学校65校、全区立中学校33校を定期訪問。また、学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに関わり、課題解決に取り組む。	学校教育支援センター
69	P32	ウ	スクールカウンセラー配置事業	児童および生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。	臨床心理士をスクールカウンセラーとして全区立小中学校に各1名配置することで、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図る。	全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつスクールカウンセラーを配置	A 概ね 計画どおり		・全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い10校について、スクールカウンセラー2名体制で運用する。 その他の学校については、各校1名ずつを配置	A 概ね 計画どおり	・令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時は在宅勤務や電話での面談で対応することもあったが、開校後は必要に応じてスクールカウンセラーの勤務日数を増やした。	・全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い10校について、スクールカウンセラー2名体制で運用する。 その他の学校については、各校1名ずつ配置	学校教育支援センター

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する 進捗状況、課題等	令和3年度予定
70	P32	エ	心のふれあい相談員配置事業	スクールカウンセラーの職務を補完するため、練馬区立小中学校に心のふれあい相談員を配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図ります。	スクールカウンセラーの補完として、心のふれあい相談員を全区立小中学校に各1名配置することで、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図る。	全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置	A 概ね 計画どおり	令和2年3月2日から新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校時は心のふれあい相談員の活動が減少した。	全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置	A 概ね 計画どおり	・令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校中の活動は減少したが、6月以降は各学校の必要に応じて活動時間を増設した。	全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置	学校教育支援センター
71	P33	オ	適応指導教室	不登校児童・生徒に対して心の安定を図るための相談活動や集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツなどのグループ活動や一人一人が希望する学習活動を行い、社会的自立を目指します。	面談やグループ活動を通して、心理教育相談員が不登校児童・生徒の心のケアを行う。	・心理教育相談員配置数 フリーマインド5名 トライ7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド129名 トライ 295名	A 概ね 計画どおり		・心理教育相談員配置数 フリーマインド 5名 トライ 7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド119名 トライ 262名	A 概ね 計画どおり		同左	学校教育支援センター
72	P33	カ	居場所支援事業	適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校児童・生徒が過ごせる場所として、「居場所ばれっと」を設け、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を形成するための支援を行います。	不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を確保することで、子供たちの自己肯定感を向上させる。	・居場所支援事業 週4日 1か所（光が丘）	A 概ね 計画どおり		・居場所支援事業 週4日 2か所（光が丘）（上石神井） 令和2年3月より上石神井で事業開始	A 概ね 計画どおり		同左	学校教育支援センター
児童生徒のSOSの出し方教育の実施													
73	P33	ア	子どものSOS教育	自殺予防をテーマに、「SOSの出し方に関する教育の推進について」と題した東京都作成のDVDを活用した授業を行います。この授業を適切かつ効果的に行えるよう、生活指導担当者研修会において、東京都作成のDVD、資料等を活用した授業、指導について研修を実施します。	DVDを活用した授業の実践を通して、児童・生徒が命の尊さを再認識できるとともに、SOSを出すことの抵抗感が軽減できる。	・各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施する。	A 概ね 計画どおり		・各校においてDVDを活用した授業をいずれかの学年において年間1単位時間以上実施した。	A 概ね 計画どおり	同左	同左	教育指導課
74	P33	イ	学校と保健相談所等の関係機関との連携強化	子どもが発するSOSに気づき、早期に対応し、適切な支援につなげられるよう、学校の養護教諭等と保健相談所等の関係機関との連携を強化します。	関係機関が連携し、子どもが発するSOSに気づき、適切な支援につなげるような体制を築いていくことで、自殺予防につなげる。	・要保護児童対策地域協議会を活用した学校教諭教諭、保健相談所保健師等の連携強化。 要保護児童対策地域協議会 195回	A 概ね 計画どおり		・要保護児童対策地域協議会合計215回 ・要保護児童対策地域協議会を活用した学校との連携や個別ケースについて、子ども家庭支援センターとともに相談支援を実施した。 ・連携を継続した。	A 概ね 計画どおり	同左	同左	練馬子ども家庭支援センター 保健相談所 教育指導課
75	P33	ウ	児童虐待SOS	区ホームページに児童虐待の通告先を分かりやすく掲載します。子どものSOSに早期に対応して、適切な支援につなげます。	区民により身近な相談窓口を積極的に広報することで、早期の通告を促し、虐待の早期発見・対応に努める。早期に家庭内の問題に対応することで精神的な負担等のリスク軽減につなげる。	・ホームページ上からワンクリックで、虐待SOS画面表示ができ、区のフリーコール番号を大きく表示した。	A 概ね 計画どおり	継続		A 概ね 計画どおり		同左 ・フリーコール等初期対応を担う児童相談調査係を設置	練馬子ども家庭支援センター

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
身近な大人への支援体制の強化													
76	P34	ア	母子保健事業	妊婦全員面談やこどもにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、育児相談、健診情報等を電子化した母子健康電子システムの構築などを通して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。また、発達障害等の早期発見と保護者への支援の体制を充実します。	妊娠中から子育て期まで、妊産婦の心身の状況や乳幼児の健診情報等の電子化により、切れ目のない継続した支援が行えるようになる。また、発達に偏りがあるなど育てにくさを感じる子と保護者に寄り添い、子どもの特性に合わせた関わり方を支援することで、保護者の育児不安や子育てに係るストレスを軽減する。	・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・相談事業等を継続実施。  ・母子健康電子システムの構築のための準備。 ・発達障害等の早期発見のための支援体制の構築。	A 概ね 計画どおり	妊婦面談実施率 98.7% 年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で、こどもにちは赤ちゃん訪問を希望しない方や乳幼児健診の中止・延期による影響があった。 電話による面談など代替策を講じた。	・妊婦全員面談・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・相談事業等を継続実施。 ・母子健康電子システムの構築。 ・発達障害等の早期発見と継続支援の実施。	A 概ね 計画どおり	妊婦面談実施率 99.3% ・年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で、こどもにちは赤ちゃん訪問を希望しない方や乳幼児健診の中止・延期による影響があった。 ・電話による面談など代替策を講じた。	・妊婦全員面接・赤ちゃん訪問事業・乳幼児健康診査・相談事業等を継続実施。 ・電子システムの稼働。 ・発達障害の早期発見と継続支援の実施。	健康推進課 保健相談所
77	P34	イ	子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供	保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを4か所の子ども家庭支援センターに配置しています。	子育て家庭が抱えるあらゆる相談を受け付け、寄り添った支援にあたっている。また、相談の内容に応じて関係機関への橋渡しを行っている。	・子どもと家庭の総合相談事業（子ども家庭支援センター5か所） ・すくすくアドバイザー（子ども家庭支援センター4か所）	A 概ね 計画どおり		・子どもと家庭の総合相談事業（子ども家庭支援センター5か所） ・すくすくアドバイザー（子ども家庭支援センター4か所）	A 概ね 計画どおり		同左	練馬子ども家庭支援センター
78	P34	ウ	子育て相談	区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関（保健相談所・子ども家庭支援センター等）を紹介します。	子育ての悩みを抱えこまず専門家に相談できる仕組みがあることで早期の支援が可能となり、精神的負担の減少と自殺リスクの軽減につながっている。	・子育て相談（電話も可）（区立保育園全園） 月～金/10：00～15：00	A 概ね 計画どおり		・子育て相談（電話も可）（区立保育園全園） 月～金/10：00～15：00 相談件数 2,879件	A 概ね 計画どおり		同左	保育計画調整課
79	P34	エ	教育相談	教育相談室（4か所）で、いじめや不登校、言葉や発達の遅れ、学習の悩みなどを、教育・心理・医療の専門相談員が相談に応じます。	教育相談室（4か所）で、子どもや保護者の相談に応じ、子供の心のケアや抱えている問題の解決を行う。	・年度を通して相談の受付・継続を行う。 心理教育相談員配置数 39名	A 概ね 計画どおり		・年度を通して相談の受付・継続を行った。 心理教育相談員配置数 39名	A 概ね 計画どおり		同左	学校教育支援センター

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度(実績)	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
重点施策 (4) 若者等への支援													
若者が相談できる場の提供と周知													
80	P35	ア	若者自立支援事業	就労や自立を目指す15～49歳の若者等や保護者からの相談や、精神保健福祉士などの有資格者によるメンタルヘルス相談を行うほか、区内で利用説明会や家族セミナーを実施します。居場所では不登校やひきこもりなどの状態にある方を対象に、自立支援員が悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援します。	自分らしい働き方や生き方を発見し、社会に参加していくことを促すことによって自殺を予防する。	・利用説明会 ・講演会 ・家族懇談会 ・企業交流会 ・心理等相談(週1回)	A 概ね 計画どおり		・利用説明会、講演会、家族懇談会(年23回、207人) ・企業見学会(年7回、16人) ・心理等相談(週2回)(98回、392人) ・常設居場所の開始 6月19日開所。(開所日193日、のべ利用人数1,428人) 利用対象者 (令和元年度までは15～39歳 令和2年度より15～49歳)	A+ 計画 以上に進んだ	・コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き対応していく。 居場所は、コロナウイルス感染症対策のため、一日の利用人数の上限あり。 ICTを活用する。	同左	青少年課
81	P35	イ	思春期・ひきこもり相談(家族グループ相談)	ひきこもり状態にある子どもをもつ家族や子どもを対象に、グループ相談や個別相談を実施します。また、若者自身のこころの悩みの相談にも対応します。	思春期問題やひきこもりなどについて、相談のり、気持ちを受け止めることが、本人、家族の支援につながり、自殺の予防につながる。	・グループ相談 12回 ・精神科医による個別相談 14回	A 概ね 計画どおり		・グループ相談11回 ・精神科医による個別相談 13回	A 概ね 計画どおり		同左	保健相談所
82	P35	ウ	大人の発達障害の相談	発達障害を持つ人やその家族に対して、専門医や保健師による相談を実施します。	発達障害を持つ人やその家族が、専門医等の相談につながることで、適切な治療や支援を受けるきっかけとなり、自殺のリスクの軽減につながる。	・精神科医による個別相談 年10回	A 概ね 計画どおり		・精神科医による個別相談 年10回	A 概ね 計画どおり		同左	保健相談所
83	P35	エ	若者総合相談(東京都)等の周知	東京都若者総合相談センターは、若者の相談を電話、メール、面接により広く受け止め、必要に応じて、専門の支援機関を紹介しています。また、警視庁少年相談室では、24時間年中無休のヤング・テレホン・コーナーを実施しています。これらの相談先についても、区ホームページ等で周知します。	自殺に追い込まれている人を適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	・若者総合相談について、ホームページやリーフレット等を通し周知を図る。	A 概ね 計画どおり	ホームページの構成、関連リンクについて、より分かり易く表示する必要がある。	・ホームページ等の情報の更新	A 概ね 計画どおり		同左	保健予防課
84	P35	オ	インターネットを活用した若者への情報提供	若者が気軽にアクセスできるようにするため、インターネットを活用した検索しやすい仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約と提供の強化を図ります。	自殺に追い込まれている人を適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	・相談窓口一覧をホームページ等を通し、情報の周知を図る。 ・インターネットを活用した周知方法についての検討を行う。	A 概ね 計画どおり	ホームページの構成、関連リンクについて、より分かり易く表示する必要がある。	・ホームページ等の情報の更新	A 概ね 計画どおり		同左	保健予防課
若者への支援体制の強化													
85	P36	イ	ねりま若者サポートステーション事業	パソコン、簿記などの就職活動基本技能講座や、コミュニケーション能力、学び直しなどの基本トレーニング、体験就労の実施など、若者等(15～49歳)の自立を支援します。	さまざまなプログラムを通じて、自立・就労に必要な力を身につけることや、就労後の喜び・不安・悩みを同じ立場の若者で分かち合うことによって自殺を予防する。	・就労体験 ・資格取得応援講座(ビジネス能力検定講座、パソコン講座など) ・コミュニケーション講座	A 概ね 計画どおり		・就労体験(11回、23人) ・資格取得応援講座(ビジネス能力検定講座、パソコン講座など) (年244回、646人) ・コミュニケーション講座(113回、441人) 利用対象者 (令和元年度までは15～39歳 令和2年度より15～49歳)	A+ 計画 以上に進んだ	・コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き対応していく。 ・ICTを活用する。	同左	青少年課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
若年女性への支援と居場所づくり													
86	P36	ア	男女共同参画センターでの講座等の開催	職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える若年女性に対し、自分が孤立している社会の現状を理解し、自立への道程を考える機会となる講座を開催します。また、孤立感の解消にむけ、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを支援します。	ひきこもり経験のある講師の講義等により、自立への道程を考えることや、当事者同士が交流することで、孤立感を解消し、自殺念慮に陥らないようにすることが期待される。	part とpart の2期実施 part 実施内容： ・ゆるヨガ体験 3回 25名参加 ・セラピー体験 1回 21名参加 ・おしゃべり女子会@えーる 1回 21名参加 part 実施内容： ・ゆるヨガ体験 3回 19名参加 ・薬膳入門 1回 9名参加 ・おしゃべり女子会@えーる 1回 14名参加	A 概ね計画どおり		part とpart の2期実施 part 実施内容： ・ゆるヨガ体験 2回 18名参加 part 実施内容： ・セラピー体験 5回 49名参加	A 概ね計画どおり	・コロナ禍の中、日程を工夫して事業を実施することができた。 また、対象者による自主グループの立ち上げに繋がるなどの成果があった。	・癒し、健康に関する講座の実施 ・状況別グループに分けて、講座や情報交換の場を設定する。	人権・男女共同参画課
青少年の活動と交流の場の提供													
87	P36	ア	青少年館	青少年を対象としたダンス教室、ミニライブなど様々な講座や催しを行うとともに、学習、趣味、スポーツなど気軽に利用できる施設の開放などを行い、青少年が集える場を提供しています。また、知的障害や肢体不自由のある方の生活を豊かにする青年学級を実施しています。	「青少年館まつり」など様々な事業を通して青少年の交流を促進するとともに、学習やスポーツ活動などが行える場の提供、障害者が楽しく過ごせる青年学級事業などにより孤立感を生まない居場所を提供する。	【青少年館まつり】 日時：令和元年12月14日（土） 午後1時～5時 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設 ・ともしび青年学級（開催回数10回） ・あすなる青年学級（開催回数10回） ・日曜青年学級（開催回数10回） ・ひまわり青年学級（開催回数9回）	B 遅れや修正が生じた	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月の各障害者青年学級は開催中止とした。	【青少年館まつり】 ・日時：新型コロナウイルス感染拡大防止のため無観客で実施し、令和2年12月14日・15日にケーブルテレビで放送 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設。 ・ともしび青年学級（非接触型活動3回） ・あすなる青年学級（非接触型活動2回） ・日曜青年学級（集合型学級活動2回、非接触型活動1回） ・ひまわり青年学級（非接触型活動2回）	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非接触型活動を中心に活動した。	（令和3年7月時点） 【青少年館まつり】 日時：令和3年12月18日（土）13時～17時 （ケーブルテレビでの放送を実施するかは未定） 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設。 ・ともしび青年学級（集合型学級活動6回、非接触型活動2回） ・あすなる青年学級（集合型学級活動7回、非接触型活動3回） ・日曜青年学級（集合型学級活動7回、非接触型活動2回） ・ひまわり青年学級（集合型学級活動6回、非接触型活動2回）	青少年課
88	P36	イ	社会を明るくする運動の推進	青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主唱の運動を、区では、青少年関係団体等による練馬区推進委員会を設置し、フェスティバルや講演会等を実施しています。	犯罪・非行の防止や更生保護について啓発することによって、安全・安心な地域社会や犯罪・非行をした人を再び受け入れることができる社会の実現を図り、自殺予防へとつなげる。	【フェスティバル】 日時：令和元年7月6日（土） 午前9時30分～正午 会場：平成つつじ公園芝生広場 【つどい】 日時：令和元年7月19日（金） 午後1時30分～4時 会場：練馬文化センター	A 概ね計画どおり		・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、例年実施しているフェスティバル・つどいは中止。 ・パネル展示や、区報、SNS等の非接触型による啓発活動の実施により、社会を明るくする運動を推進する。	B 遅れや修正が生じた	・新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら事業を進めていく状況を構築しなくてはならないことが課題となった。。	・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、つどいは中止した。例年実施しているフェスティバルは当初から予定になかったため行わず。 ・パネル展示や、区報、SNS等の非接触型による啓発活動の実施により、社会を明るくする運動を推進する。	青少年課

# 練馬区自殺対策計画事業 進捗状況の詳細

通	冊子 ページ	施策	事業名	取組内容	年度別実施内容						担当課		
					自殺対策の視点で目指す効果	令和元年度（実績）	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和2年度	評価2		取組項目に対する進捗状況、課題等	令和3年度予定
重点施策（5）女性への支援													
妊産婦への支援													
89	P37	ア	妊婦全員面談	妊娠届出時に保健師等の専門職が面談を行い、支援が必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠中から継続して支援します。若年妊娠や予期せぬ妊娠、病気や育児に不安がある場合などには早期に個別支援を開始します。	妊娠届出時から保健師等との面談を通して、心身の不調など個別の状況を把握し、早期から支援を行うことで、安心して育児ができるようになる。	継続実施	A 概ね計画どおり	妊婦面談実施率 98.7% 年度末には新型コロナウイルス感染症の影響により妊娠届出時の面談ができなかった場合があった。（代理による届出など）  電話による面談など代替策を講じた。	・引き続き妊婦に対し個別支援を行う。	A 概ね計画どおり	妊婦面談実施率 99.3% ・年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で、こんにちは赤ちゃん訪問を希望しない方や乳幼児健診の中止・延期による影響があった。 ・電話による面談など代替策を講じた。	同左	健康推進課 保健相談所
90	P37	イ	産後ケア事業	家族の支援がなく、体調や育児に不安がある産後の母子が、助産師のいる施設で休養を取りながら子育ての方法等を学ぶことができます。ショートステイ、デイケア、早期訪問により母子の支援を行います。	出産直後の心身の不調に助産師が寄り添うことで、不安を軽減する。育児の方法を学ぶことにより家庭で安心して育児ができる。	・助産所・医療機関、合わせて3か所で実施 宿泊（ショートステイ） 通所（デイケア） 早期訪問	A 概ね計画どおり	支援が必要であると保健師が感じていても、ご本人は必要性を自覚していない、他人とのかかわりを拒絶するなど、申請や利用につながらないことが課題	・引き続き出産直後の母子に対しきめ細やかな支援を行う。	A 概ね計画どおり	・新型コロナウイルス感染症による影響を受け、里帰り予定や親の支援が受けられない方が多かった。外国人の方も渡航できず、産後ケアを利用したケースが多かった。	・母子保健法改正により対象が産後1年未満の母子となった。 ・助産所・医療機関、合わせて4か所で実施 宿泊（ショートステイ） 通所（デイケア） 産後ケア訪問	健康推進課 保健相談所
男女共同参画センター相談事業													
91	P38	ア	一般相談（総合相談）	家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティについて等、様々な悩みや困っていることについて、必要な助言、支援先の案内その他適切な援助を行います。	家族の問題、人間関係などで抱えている問題や悩みについて、必要な助言や支援先の案内などを行い、自殺リスクの軽減につなげる。	・毎日	A 概ね計画どおり		・毎日	A 概ね計画どおり		同左	人権・男女共同参画課
92	P38	イ	専門相談（心の相談）	相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。	孤独、挫折、不安などの精神的な悩みが自殺念慮にならないように、必要な助言を行う。	・6日/週	A 概ね計画どおり		・6日/週	A 概ね計画どおり	・コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。	同左	人権・男女共同参画課
93	P38	ウ	専門相談（DV専門相談）	配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。	配偶者等からの暴力により、被害者が心身に不調をきたすことも多いため、必要な助言や支援先の案内を行うことで自殺リスクの軽減につなげる。	・3日/週	A 概ね計画どおり		・3日/週	A 概ね計画どおり	・コロナ禍ではあるが、来所相談を休止することなく通常通り実施した。	同左	人権・男女共同参画課